

事業名
12款 2項 4目
一般財団法人横浜市道路建設事業団のための損失補償

(単位：千円)

区分	事項	限度額	令和3年度以降の債務保証等予定額	
			期間	金額
新規設定 又は変更後	一般財団法人横浜市道路建設事業団のためにする損失補償（令和3年度）	30,156,000 市中の金融機関等が（一財）横浜市道路建設事業団に融資することにより損失を生じた場合の補償	令和3年度から 令和4年度まで	30,156,000
変更前	一般財団法人横浜市道路建設事業団のためにする損失補償（令和2年度）	32,682,500 市中の金融機関等が（一財）横浜市道路建設事業団に融資することにより損失を生じた場合の補償	令和2年度から 令和9年度まで	32,682,500
増△減		△ 2,526,500		△ 2,526,500

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
限度額	45,695,000	41,428,000	37,104,000

	令和4年度	令和5年度
限度額	2,548,000	0

【団体の基礎的情報】

- ① (団体の概要)
- <事業目的> 横浜国際港都建設計画に基づいて行われる都市計画道路の整備事業の早期完成に資するため、横浜市と協調して都市計画道路の整備を行うとともに、その他の道路建設事業を推進することにより市民生活の向上、及び横浜市の産業・経済の発展に寄与する。
  - <設立> 昭和62年11月25日 一般財団法人（平成25年5月1日特例民法法人から一般財団法人へ移行）
  - <基本金> 1,000,000千円（内訳）横浜市：50,000千円（50%） 民間：50,000千円（50%）
  - <業務内容> 横浜市への道路資産の引渡し、及び道路整備資金に係る債務整理

- ② (団体の経営状況)
- 横浜市からの補助金を受け都市計画道路の整備に要した費用に係る債務の整理を行うとともに、公益法人制度改革に伴い策定された公益目的支出計画に基づき市への道路資産等の引継ぎを計画的に行っている。

【損失補償の内容】

- ③ (借入金の使途) ※借換えの場合はその旨を記載してください  
民間金融機関及び（一財）民間都市開発推進機構から借入を行った都市計画道路の整備に要した債務の返済。
- ④ (損失補償を行う理由・必要性)  
公共事業として行われた都市計画道路整備事業の整備に要した費用の借入に対する既存の損失補償。団体は保有資産が道路資産であり担保能力はなく、損失補償なしで独自で資金調達を行うことは困難であったため。

- ⑥ (対象債務の返済の見通しとその確実性)  
<本団体に係る損失補償の設定状況> (単位：千円)

NO	設定年度	最終年度	限度額	左のうち借入済額または借入見込額		返済の原資等
				令和2年度末までの償還見込額	令和3年度以降の損失補償等予定額	
1	平成6～12年度	平成26～31年度	3,927,346	3,927,346	0	民都構債務：横浜市補助金
2	平成26年度	令和4年度	51,320,000	51,320,000	21,164,264	民間債務：横浜市補助金
⑦ 合計					30,155,736	

<対象債務の返済の見通し(各年度の償還額)> (単位：千円)

NO	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度～	合計
1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	27,608,551	2,547,185	0	0	0	0	0	0	0	0	30,155,736
計	27,608,551	2,547,185	0	0	0	0	0	0	0	0	30,155,736

- ⑧ (健全性化法の規定に基づき将来負担比率に参入される一般会計等負担見込額)

$$\frac{30,156,000}{\text{損失補償設定額}} \times \frac{90}{\text{R元算定率}} \% = \frac{27,140,400}{\text{一般会計等負担見込額}}$$

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	桐山 大介	北川 健太郎	加藤 加奈子